

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成30年10月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務名

宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター運転管理業務委託

(2) 業務番号

流31宮津第13号の1

(3) 業務場所

宮津湾浄化センター 宮津市字獅子10ほか地内
獅子崎中継ポンプ場 宮津市字獅子崎小字大苗代195-4
鶴賀中継ポンプ場 宮津市字鶴賀2158-7
須津中継ポンプ場 宮津市字須津小字大藪濱1967-1
堂谷中継ポンプ場 与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻41-3
四辻中継ポンプ場 与謝郡与謝野町字四辻小字青田630-2
その他 幹線流量計 1 箇所
幹線管路施設（管渠・人孔） 5 幹線
マンホールポンプ 2 箇所

(4) 業務概要

運営管理業務、運転操作業務、監視業務、保守・点検業務及び修繕業務
水質・汚泥管理及び水質試験・汚泥性状試験業務
施設管理及び物品等調達業務等

(5) 委託期間

契約日から平成36年4月30日まで

(6) この委託は、性能発注の考え方に基づく包括的民間委託である。

(7) この入札は、業務上の技術提案を受け付け、価格以外の要素及び価格を総合的に評価して 落札者を決定する総合評価競争入札である。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所総務室
電話番号 (075) 954-1877
ファクシミリ番号 (075) 955-2224

(2) 入札説明書等の配布

ア 配布期間

平成30年10月9日（火）から平成30年11月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除

く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1)の場所に問い合わせること。

(3) 設計図書及び開示資料の貸与

ア 貸与期間

平成30年10月9日(火)から平成31年2月8日(金)まで(日曜日、土曜日、祝日、平成30年12月31日、平成31年1月2日及び平成31年1月3日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 貸与方法

アの期間に(1)の場所においてデータを保存したCDを貸し出す。

なお、設計図書(抜粋)については、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすることができる。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者(1社のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。)にあつては(1)の要件を、共同企業体にあつては(2)から(5)までの要件を満たさなければならない。

(1) 単体業者の要件

ア 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体(海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。)に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水処理能力水量(日最大水量をいう。)が1日当たり1万立方メートル以上の下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。)において、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の運転管理業務について、平成16年4月1日以降に元請けとして1年以上の契約履行実績を有する者であること。

イ 緊急時の初期対応として、2時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

ウ 総括責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に定める資格を有する技術者を業務場所に専任で配置することができる者であること。

エ 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有する技術者(以下「副総括責任者」という。)を業務場所に専任で2名以上配置することができる者であること。

オ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

- キ 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。これらの措置要領の適用を受ける有資格者でない者については、それらの措置要件に該当する事実がない、又は事実発生後それぞれの期間を経過していること。
- ク 確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- ケ 確認申請書を提出するときに府が発注した建設工事等に関する債務を遅滞していないこと。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者でないこと。
- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- サ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- シ この入札の日前2年間に国、地方公共団体その他の公的団体が発注を行った業務のうち、下水道施設、上水道施設、ごみ焼却施設、ダム施設、用水管理施設又はポンプ場の運転管理業務又は保全管理業務において、次のいずれかに該当すると認められる者でないこと。
- (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (エ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - (オ) 落札決定後に契約締結を辞退した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約締結の辞退をしたと認められる者に限る。）
 - (カ) 契約を解除した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約を解除したと認められる者に限る。）
 - (キ) (ア)から(カ)までのいずれかに該当する者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ス 16の(1)に定める総合評価の方法において、失格に該当しないこと。
- (2) 共同企業体の要件
- ア 共同企業体は、代表者及びその他の構成員の2者により自主的に結成されたものであるこ

と。

- イ 代表者及びその他の構成員の出資比率は、それぞれ30パーセント以上であること。
- ウ 代表者及びその他の構成員のいずれかが(1)のイの要件を満たす者であること。
- (3) 共同企業体の代表者及びその他の構成員全てに必要な要件
 - (1)のオからスマでの要件を満たすこと。
- (4) 共同企業体の代表者に必要な要件
 - ア (1)のア及びウの要件を満たすこと。
 - イ 副総括責任者を業務場所に専任で1名以上配置することができる者であること。
 - ウ 出資比率が(2)のイのその他の構成員の出資比率を下回らないこと。
- (5) 共同企業体のその他の構成員に必要な要件
 - ア 地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出えんをしている団体に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、水処理施設又は濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、平成16年4月1日以降に元請けとして1年以上の契約履行実績を有する者であること。
 - イ (4)のイの要件を満たすこと。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出方法等
 - ア 提出期間
 - 平成30年11月12日（月）及び平成30年11月13日（火）
 - イ 提出場所
 - 2の(1)に同じ。
 - ウ 提出方法
 - (ア) 持参の場合
 - 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に提出すること。
 - (イ) 郵送の場合
 - 書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 資格確認資料の内容
 - 資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、単体業者にあつては、カ及びキの提出は、不要である。
 - なお、共同企業体にあつては、代表者が申請手続を行うこと。また、様式等の詳細は、入札説明書による。
 - ア 同種業務の受託実績調書
 - イ 営業所一覧表
 - ウ 配置予定技術者調書
 - エ 契約書等の写し

- オ 国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録証明書
- カ 共同企業体協定書の写し
- キ 共同企業体委任状
- ク 法人にあつては、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款
- ケ 府税納税義務者にあつては、府税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類
- コ 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類
- サ 取引使用印鑑届
- シ 法人にあつては、財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- ス 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- セ 4の(1)のカ、キ及びケからシまでに該当することを証する書類

(3) その他

確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター運営管理業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、確認申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期限

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

確認申請書を提出した者（共同企業体にあつてはその構成員。6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所の名称又は所在地
- (4) 法人にあつては、代表者の氏名又は権限を受任された営業所長等の職氏名
- (5) 取引使用印鑑

10 参加資格の取消し

入札参加者（共同企業体にあつては、その構成員）が、確認申請書及び資格確認資料の提出日から落札者の決定までの間に4の(1)から(5)までに掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

11 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、府に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を平成31年1月30日（水）の午後4時までに2の(1)の場所に持参した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合は、平成31年2月5日（火）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

12 確認申請書、資格確認資料、開示資料及び設計図書に関する質問回答

- (1) 質問については、入札説明書に示す様式に記載し、入札参加資格に関する質問にあつては平成30年10月18日（木）午後4時までに、開示資料にあつては平成30年10月26日（金）午後4時までに、設計図書にあつては平成31年1月30日（水）午後4時までに、ファクシミリで2の(1)の場所に提出すること（郵送、電子メール又は持参による提出は、受け付けない。）
- (2) 回答については、入札参加資格に関する質問にあつては平成30年10月26日（金）までに、開示資料にあつては平成30年11月2日（金）までに、設計図書にあつては平成31年2月5日（火）までに京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。

13 技術提案書

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す技術提案書を次のとおり提出しなければならない。また、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
平成30年11月12日（月）及び平成30年11月13日（火）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出方法
提出書類を2の(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送する場合は、提出期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

14 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 日時
平成31年2月12日（火）午後2時
 - イ 場所
長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所2階北会議室
 - ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
 - (ア) 受領期限
平成31年2月8日（金）午後4時
 - (イ) 提出先
2の(1)に同じ。
 - (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (2) 入札の方法
持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。また、入札時に(5)に示す委託費内訳書を提出すること。
- (3) 開札に立ち会う者
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、16の(1)のイに定める評価値が最も高い者が2人以上あるときは、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 委託費内訳書

ア 委託費内訳書の業務価格（消費税及び地方消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

イ 委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている閲覧用設計書の項目に一致させること。

なお、委託費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

ウ 委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書、資格確認資料又は技術提案書を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書、資格確認資料又は技術提案書に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

ケ 開札時点において有効な委託費内訳書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）

コ 他人の氏名又は他の商号が記載された委託費内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札

サ 入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示し、又は提出した者の行った入札

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

15 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を

落札者から徴収する。

16 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 技術提案書に記載された評価項目について、入札説明書に定める評価基準及び配点により得点（以下「評価点」という。）を決定する。ただし、技術提案書の枚数制限を超えるもの及び技術提案書の内容が不誠実なものは失格とする。

イ 総合評価は、入札説明書に定める方法により評価点及び入札金額をもって算定した評価値（以下「評価値」という。）により行うものとする。

(2) その他

総合評価競争入札に係る評価項目、評価基準、配点等の詳細は、入札説明書による。

17 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

18 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

19 その他

(1) 1から18までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(4) 平成31年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

20 Summary

(1) Content of service:

Comprehensive maintenance service at Miyazu Bay Regional Sewerage System

(2) Period for submission(in person) of application forms and attached documents for qualification confirmation:

From 9:00 a.m. to 4:00 p.m. on Monday, November 12, 2018 and from 9:00 a.m. to 4:00 p.m. on Tuesday, November 13, 2018

(3) Date, time and place for submission of tenders and the opening of tenders:

Date; Tuesday, February 12, 2019

Time; 2:00 p.m.

Place; Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office,

1, Shoryuji-Hinokuchi, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan

TEL: (075)954-1877

(4) For further information contact:

General Affairs Division, Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Shoryuji-Hinokuchi, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan

TEL:(075)954-1877

FAX:(075)955-2224